

まえがき

にいがた県民教育研究所理事長

長 崎 明

本研究所で「子ども白書づくり」が初めて話題になったのは五年くらい前だったろうか。研究所創立十周年記念事業の検討の中で、いろいろな企画が楽しく語られたのに比べ、「白書づくり」の話は何となく重苦しかった。総会議案に登場したのは九三年度第十回だったが、あまり質疑のないまま承認された。おかた会員は、「白書」の必要性を認めつつも実現の困難性をおもんばかったからであろう。

会員制民間研究所として十年の実績を積み上げてきた本研究所は、特に本県の教育の憂うべき実態を十年間見つけてきたものとしては、何としても自前の「白書」を刊行したいとの気負いがあった。しかし、その内容、執筆陣、財政などを具体的に挙げてみて、それが本研究所の能力を超えているかに見えた。他方、国連で決議され我が国でも批准された「子どもの権利条約」とのかかわりからみて、かねて本研究所が提唱してきた「新潟県から日本の教育をみる」

との視点から、「白書」の必要性が強調された。

九四年五月「『新潟県子ども白書』運動の成功のために」と題する声明が、県内の知識人十五名によって発表された。この声明の特徴は、「真に『条約』を实效あるものとするためには市民運動のいっそうの発展が緊要」と指摘し、さらに「できるだけ広い層を結集し、ひとつの市民運動にまで高める必要がある」と提起した点にある。これを受けて六月には理事長・所長連名で全会員に対し「白書づくり」運動への総参加の呼びかけが出され、いわば「腹を括ってやらねば」の空気が醸成された。同年七月研究所通信五二号は「『新潟県子ども白書』をつくる運動」を特集し、その全容を明らかにするとともに、編集委員のリスト（当時）を発表し、本書が単なる「白書」ではなく「家庭常備本」的性格の本を指向することを明かにした。

九五年九月の十二回総会はさながら「白書づくり問題総会」の様相であったが、総会の場で膨大な赤字があることが指摘され、九五年度は右手で「白書づくり」、左手で赤字解消という両面作戦に追われざるをえなくなった。本書はこうした困難を克服しつつ発刊に漕ぎつけたものである。

この本が多くくの県民、教育関係者、両親および子ども自身にも広く読まれ、本県の教育環境を良くする運動に少しでも役立つことを願っている。